

令和元年生駒市農業委員会第7回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和元年7月11日(木)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 8番 中田 建彦

農業委員会委員

1番 辻野 俊平	2番 西口 まゆり
3番 田中 勇治	4番 染岡 政明
5番 池田 憲央	6番 有山 兼吉
7番 北村 由子	9番 中本 真人
10番 中谷 佳津代	

農地利用最適化推進委員

上武 猛	中谷 明
北本 光美	高貝 要明
川端 俊雄	山田 義美
中井 啓二	

欠席者 なし

説明者 事務局 局長 林 宏次

主幹 吉岡 浩 係員 増本 量俊

傍聴者 なし

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地の造成工事に係る届出について
3. 特定農地貸付けの承認申請について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第4条の第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第5条の第1項第6号の規定による受理通知について
4. 農地法施行規則第29条第1号による届出について
5. 農地の転用事実に関する照会について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案及び位置図」
- 特定生産緑地資料
- 生駒市農業ビジョン（案）資料
- 遊休農地解消と担い手への農地集積
- 市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会開催要領
- 農業者年金加入推進特別研修会の開催について
- 奈良県の農業法人が紹介する農産物『奈良のええもん、おいしいもん』
- 農業通信（Vol. 21）
- 利用状況調査地図（2種類）

○主幹 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

1番 辻野 委員

2番 西口 委員

3番 田中 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」事務局からの説明を依頼。

○係員 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1の申請地の位置について

国道168号線に面した北田原町地内の農地1筆。

申請理由について

譲渡人宅の裏に譲受人の山林があり、譲渡人が実質管理してきた経緯もあり、その山林と当該農地とを交換することになったが、譲渡人の土地が農地であるため、本申請が出てきた次第。契約上は売買という形をとる。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また営農する農地が20アール以上あるので、農地取得の下限面積要件を満たしている。

No.2～10の申請地の位置について

第二阪奈道路阪奈トンネルの入口の西約1,200mのところに位置する鬼取町地内の農地9筆。

申請理由について

譲渡人、譲受人は親戚同士である。分家側の譲渡人が高齢で農地経営も難しくなってきたため、譲渡人が相続されていた農地を、譲受人がまとめて営農していくということで、本申請が出てきたものである。契約上は、売買の形をとっている。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また営農する農地が20アール以上あるので、農地取得の下限面積要件を満たしている。

No.11～13の申請地の位置について

獅子ヶ丘団地口バス停より北東約700mのところに位置する高山町地内の農地3筆。

申請理由について

賃貸人は、本農地を相続により取得したが高齢により営農をすることが難しくなった。一方、近隣で営農していた賃借人は業務拡大のため本農地を借りることとなり、本申請が出てきたもの。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また営農する農地が20アール以上あるので、農地取得の下限面積要件を満たしている。

以上、これらの申請は農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。審議をお願いしたい。

○議長 No.1について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 申請地は道路拡幅工事の影響で農機具の出入りが難しくなった。また、高齢のため譲

受人に管理を依頼していたこともあり今回の申請に至った。

- 議長 No.2～10 について地元推進委員へ補足説明を依頼。
 - 委員 譲渡人が高齢で管理ができなくなったということで手続きをすることとなった。その他、事務局の説明の通りである。
 - 議長 No.11～13 について地元推進委員へ補足説明を依頼。
 - 委員 事務局の説明の通りである。
 - 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕
 - 議長 異議の確認。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認と許可書の発行を宣言。
- 議案第2号「農地の造成工事に係る届出について」、事務局に説明を依頼。

- 係員 〔議案読み上げ〕
- 農地造成工事とは、農地の効率的な利用を追求した盛土・切土の行為であり、農地法の規定による転用許可等は不要だが、工事期間が6ヶ月以内の場合、生駒市では農地造成指導要綱に基づき、届出の提出が必要となっている。農業委員会は現地調査を行い、農地の効率的な利用が確保され、隣接地関係者の同意があることなど、協議・確認することとなっている。

No.1～2の申請地の位置について

南田原交差点の東約100メートルに位置する農地2筆。

申請理由について

本申請は農地1筆の急な傾斜を切り取って斜面を緩やかにし、もう片側の農地1筆に切り取った土を投入することで地盤面を上げ、作物や農業用機材の運搬をし易くするものである。本工事に際し、地元水利組合及び隣接農地所有者の同意も添付されており周辺農地への影響はない。

現地調査について

今月5日には、会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、また引き続き農地として利用していくことから問題点はなかった。審議をお願いしたい。

- 議長 No.1～2 について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 申請地は現在農機具の出入りが不自由な状態である。本工事を行うことによって作業がし易くなると考えられる。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認。
〔「異議なし」の声あり〕

議案第 2 号「農地の造成工事に係る届出について」の承認と受理書の発行を宣言。

議案第 3 号「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼。

○局長 [議案読み上げ]

No.1 の申請地の位置について

南田原交差点の東約 1 0 0 メートルに位置する農地。

申請理由について

本申請について、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第 3 条第 1 項の規定に基づき申請されたもの。生駒市では、遊休農地対策の一環として、この法律に基づく特定農地の貸付を行っており、この手続を行う場合、農地法第 3 条の許可は不要であるが、農業委員会の承認を得ることが必要であるため、本申請が出された。

申請地は昨年まで耕作されていたが、申請者は他にも農地を所有しており全ての農地を管理していくことが難しいことから、今般、特定農地として貸し出すことになった次第。

現地調査について

今月 5 日には、会長をはじめとする農業委員 5 名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、問題点はなかった。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認

[「異議なし」の声あり]

議案第 3 号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による受理通知について」

報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による受理通知について」

報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による受理通知について」

報告第 4 号「農地法施行規則第 2 9 条第 1 号による届出について」

報告第 5 号「農地の転用事実に関する照会について」

について、事務局に一括して説明を依頼。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による受理通知について」

○主幹 [議案読み上げ]

報告事項

本報告は、農地法第 3 条の 3 第 1 項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1~34 については、相続により所有権を取得された農地について届出されたもの。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定・移転が伴わない農地転用。

No.1の申請地の位置について

阪奈中央病院の北約200mのところに位置する俵口町内の農地。

報告事項

青空資材置場を目的として、農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき市街化区域内農地の転用について提出されたもので、権利の設定・移転が伴う農地転用。

No.1の申請地の位置について

奈良先端科学技術大学院大学の西に位置する高山町地内の農地。

報告事項

自己用住宅の建築を目的として農地転用の届出がされたもの。

No.2～4の申請地の位置について

近鉄東生駒駅の北北東約400mのところに位置する辻町地内の農地3筆。

報告事項

No.2及び3は、長屋建住宅及び私道を目的として、No.4については、農業のための資材置場を目的として農地転用の届出がされたもの。

No.5の申請地の位置について

近鉄菜畑駅の北北東約400mのところに位置する山崎町地内の農地。

報告事項

青空駐車場を目的として農地転用の届出がされたもの。

報告第4号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第8号に基づく、農地法施行規則第29条第1号による届出で、2アール未満の農地を自らの耕作のための農業用施設に供する場合は、農地法第4条の許可が不要であるため、本届出が農業委員会に出てきたもの。

No.1の申請地の位置について

国道168号出店交差点の北東約200メートルのところに位置する南田原町地内の農地。

報告事項

農業用施設、具体的には農業用倉庫を目的として届出がされたもの。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

No.1及び3～6については、農地転用手続はしたが地目が農地のままになっていた土地、No.2については、すでに山林化し農地としての復元が不可能な土地。

今般、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、農地性がないとの確認した上で、その旨を法務局に回答したことの報告をしているもの。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 その他の「特定生産緑地制度について」の説明を都市計画課に依頼。

○都市計画課

生産緑地制度とは市街化区域内の農地で良好な環境の確保に効用があるものとして、その農地を都市計画に定め都市農地の計画的な保全を図るものである。指定された農地は30年間農地として管理していく必要があるがその間、税の軽減措置がとられる。

生産緑地の多くは平成4年に指定しているため、3年後の令和4年には一度に多くが指定後30年を迎える。市街化区域内の農地は、都市内の緑地や災害時の防災空間など多様な機能を有しており近年その重要性は一層高まっている。以上のことより生産緑地をさらに10年延長できる特定生産緑地制度ができた。

特定生産緑地制度は、現在生産緑地となっている農地の所有者の意向を基に30年経過するまでに生産緑地を特定生産緑地として指定でき、30年経過後から10年延長される。また、その10年を経過する前であれば所有者の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる制度である。

今後、広報・ホームページ等で特定生産緑地制度の周知を行い、指定手続きを随時行っていく予定で、令和4年度9月頃には当該年度中に30年を迎える生産緑地についての指定申出書の受付を終了する予定である。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 昨年度の座談会でも生産緑地についての質問が多かった。直接担当している部署ではないので回答がしにくかった。今年度も11月に座談会を予定している。できれば同席願いたい。それまでに詳細な資料等をいただき色々と教えていただきたい。合わせて中地区にどれだけ生産緑地があるかについての資料もいただきたい。

○都市計画課

相談して対応させていただく。

○委員 資料に記載してある「激変緩和措置」とはなにか。

○都市計画課

急激に税額が上がると負担となるので段階的に上げていくことである。だいたい5年でほぼ住宅並みの課税まで上昇する。

○委員 特定生産緑地に指定を受ける面積要件は従来通りか。今まで指定されていなかった農地について特定生産緑地の指定は受けることができるか。

○都市計画課

500㎡以上の面積要件はそのまま踏襲されている。新たに特定生産緑地の指定を受けるには、先に生産緑地の指定を受けてから30年経過したものだけである。

なお、多くの生産緑地は平成4年に指定を受けているが、近年でも年1～2件程度だが新しい生産緑地の指定はある。

○議長 新しく生産緑地に指定された農地について、委員会での報告はどのようになっているのか。

○主幹 主たる従事者の故障・相続等で生産緑地の買い取り申出が都市計画課にあり農業委員会に照会が来た場合は委員会で報告しているが、新しく指定された農地については報告していない。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 その他の「農業ビジョン（案）」についての説明を農林課に依頼。

○局長 生駒市農業ビジョン推進懇話会の意見を受け、「生駒市農業ビジョン（案）」が出来たので、現在パブリックコメントを実施している。意見の募集期間は6月28日～7月29日となっており、意見に対する回答はホームページ等で公表予定である。あわせて9月議会で報告し策定していく。委員の皆さんの中でご意見がある方は農林課にご提出していただくよう、よろしくお願ひしたい。

○議長 この「農業ビジョン（案）」は今後の10年において農業だけでなく生駒市全体が発展していくための課題や対策が書かれているので、委員の皆さんも意見を出していただきたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」のについての説明を事務局に依頼

○主幹 「令和元年度市町村農業委員会・農地利用最適化推進委員研修会」、「令和元年度農業者年金加入推進特別研修会」、「集落座談会」について説明。

・令和元年度市町村農業委員会・農地利用最適化推進委員研修会

日時 令和元年7月17日 午後1時～

場所 いかるがホール

・令和元年度農業者年金加入推進特別研修会

日時 令和元年8月20日 午後1時～

場所 奈良県農業研究開発センター

・集落座談会

農家区や事務局と調整して開催をお願いしたい。

- 係員 「奈良のええもん、おいしいもん」、「遊休農地解消と担い手への農地集積」、「利用状況調査用地図」の説明と利用状況調査への協力をお願い、「農地等の利用状況報告書」の説明。

利用状況調査用地図については、昨年状況をフィードバックし、使用しやすいよう少し改善した。暑い日の調査が予想されるがご協力をお願いしたい。

農地を耕作している法人から「農地等の利用状況報告」が上がってきているので、担当地区の委員は現地の状況を確認後、来月の委員会で報告をお願いしたい。

- 議長 「生駒市農家区長会先進地視察研修会」、「農業通信 Vol. 2 1」についての報告を各委員に依頼。

- 副会長 6月28日、29日に生駒市農家区長会先進地視察研修会があり農業委員会からは会長・副会長の計4名が参加した。1日目は愛知県豊田市の愛知県農業総合試験場・山間農業研究所を視察。開所当時はいもち病の研究をしていたが、現在は水稻の優良品種や山間地栽培に適した農作物の研究に力を入れている。近年は酒造メーカーとタイアップし新しい日本酒の開発研究もしている。

2日目は岐阜県恵那市の馥郁（ふくいく）農園を視察。認定農業者としていちご、桃、トマトなどを栽培。また、それらを加工し販売をされており6次産業化の国の認定を受けている。

視察を終え、他との差別化・特産品に傾倒した研究・付加価値のあるものをつくり販売していくということが重要であることが再認識できた。生駒市も例外ではなく、新規就農者やこれから農業を始めようと考えている人については、付加価値のあるものを作り、経営が軌道に乗るよう我々がアドバイスし手助けしていくことが大事であると感じた。

- 委員 「農業通信 Vol. 2 1」について報告。すでに各農家区長宛に発送済み。内容は遊休農地対策、農地の集積・集約を主題に作成しており、次回は10月頃に発行予定である。取り上げてほしい素材、農家区の方に伝えてほしい内容等あれば女性委員まで連絡をいただきたい。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

- 主幹 次回の日程について

定例会 8月9日（金）午後2時 401、402会議室

現地調査 8月6日（火）

前日8月5日（月）までに同行いただく委員に連絡する。

- 議長 閉会宣言

午後3時30分閉会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、令和元年生駒市農業委員会第7回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 1 番 辻野 俊平

議席番号 2 番 西口 まゆり

議席番号 3 番 田中 勇治
